

# 定 款

日 東 製 網 株 式 会 社

# 日東製網株式会社定款

(2022年7月22日改定)

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日東製網株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 各種網およびその附属品の製造販売
2. 製網、製網ならびに漁撈関係機械器具の製造販売
3. 鮮魚、水産物、餌、綱網の原材料および漁船の仕入、販売
4. 前1号から3号に関連する製品、商品の輸出入業務およびその代行
5. 雑貨の製造販売
6. 建設工事の設計、施工、監理ならびに請負
7. 不動産の賃貸借および売買
8. 前各号に関連する事業への投資
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は6,400,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第7条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第 10 条 当社は毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において議決権を行使することができる株主とみなす。

前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日に於ける最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とみなす。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 7 月に、臨時株主総会は必要がある場合臨時に、本店所在地もしくはその隣接地又は福山市もしくは高岡市にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は取締役社長が招集し議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代り、取締役全員に事故があるときは出席株主中から選任されたものがこれに代る。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、法令に定めがある場合にはその定めによる。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記

録をもって議事録を作成する。出席した議長ならびに取締役がこれに記名捺印または電子署名をして、これを保管する。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(員数)

第 18 条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

取締役選任の決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期が満了する時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会招集の通知は会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを行う。

会社法第 370 条の要件をみたしたときは、取締役会の決議の目的事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名をして、会社に保存する。

(取締役会規程)

第 26 条 前各条に定めるほか、取締役会につき必要な事項は取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置、員数)

第 28 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

監査役会の招集の通知は会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 前各条に定めるほか、監査役会につき必要な事項は監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 34 条 当社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の期末配当)

第 39 条 剰余金の期末配当は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記

載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。  
(剰余金の配当の除斥期間)

第 4 1 条 剰余金の期末配当および前条による中間配当は、その支払開始の日より 3 年を経過したときは当社は支払の義務を免れるものとする。

未払配当金については利息を付けないものとする。

(附則)

第 1 条 現行定款第 1 6 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 1 6 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 1 6 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。